

議案第 35 号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額を定める条例

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。